



日本弁理士会 副会長
一色 健輔

弁理士の人材育成なしには 知財推進計画は成功しない

今月のことば

「知財は国家の戦略なり」という標語が掲げられて以来、知的財産権（知財）の改革が急速に進められ、知的財産基本法の成立に始まり、その後、毎年知的財産推進計画が発表されて、その推進計画に則り、国や地方公共団体、大学および産業界において、知財環境の整備が順次整えられてきています。そして、法曹界では世界に類を見ない知的財産高等裁判所が設置されるに至りました。

しかしながら、如何に制度が見直され環境が整備されたとしても、それを実際に運用するのは知的財産権の専門家であります。特に知的財産権は目に見えない、形のない財産権を扱うものですから、これを扱う人材の養成が急務となっております。現状では、知財の改革に人材の養成が追い付いていません。

弁理士を例にとってみますと、政府は知的財産権の専門家としての弁理士を増員するとの計画のもとに、昨年度は633人ももの大量の合格者を生み出しましたが、そのうち実務経験が全くない人が多数います。これはまるで、運転経験がない人に多くの運転免許を発行したようなものです。

弁理士試験の合格者が200人程度の数年前においては、弁理士としての希少価値も高く、特許事務所は実務経験のない弁理士をも競って採用し、彼らもまた特許事務所において貴重な実務経験を積むことができたのです。しかしながら最近では、実務経験のない多くの弁理士試験合格者を特許事務所では吸収しきれなくなっております。それは、

昨今の厳しい経済情勢の中で、特許等の出願件数は数年前から伸び悩んでおり、また特許出願等の手数料報酬も据え置かれ、特許事務所の経営も厳しくなっているからです。この結果、実務経験なしに弁理士試験に合格した多くの人が思うように就職できず、弁理士登録をしていない人が増えてきています。

このため、日本弁理士会では新人研修に力を入れて特許明細書を作成する実務研修を技術分野ごとに少人数で行うようにしておりますが、この程度の研修で実務能力が身に付くものではありません。この研修では実務能力の習得が如何に大変であるかを自覚し、自己研鑽の必要性を悟ってもらえればと思います。

政府の計画では、今後10年間で知的財産の専門家を倍増するとのことですが、弁理士の数でいえば、現在の約6,000人の弁理士を、10年後には約12,000人にするということです。

このような計画を立てている政府の関係者は知的財産の専門家の養成が如何に大変であるかということに全く理解していないのではないかと思います。特許に関して言えば、適正な特許明細書の作成能力および適正な権利範囲の特許取得能力を身に付けるには、発明者とのインタビューによる発明のエッセンスの抽出から始まり、技術の理解、明細書の論理的作成、拒絶理由通知に対する適切な応答、審判における対応等の十分な経験が必要であり、このためには少なくとも3年はかかります。

また、商標の場合でも最近のように新製品がどんどん生まれる状況下では、指定商品がどの国際分類に属するか正しい商品分類の判断、出願前の適切な調査、類否判断、複雑な国際出願の理解等には同様の経験が必要となります。

知財専門家としては、特許の場合を例にとると、特許明細書の作成以外に、ライセンス契約、知財価値評価、知財訴訟とか色々な分野の専門家が必要とされていますが、適正な権利範囲の特許取得がそれらの全ての基礎にあり、このために最も活躍している専門家が弁理士であります。その意味からして、弁理士は知的財産推進計画の中心に位置しており、「弁理士の人材育成なしには知財推進計画は成功しない」と思います。

例えば、実務経験の浅い弁理士がどんどん増えていきますと、パイはそれほど増えるとは考えられませんから、競争が激化していきます。大企業は弁理士を選別する能力がありますので、それほど影響を受けないと思いますが、中小企業や個人はそのような選別能力がありませんから、弁理士との間にトラブルが多発することが考えられます。知財推進計画の重点政策の一つは知的財産により中小企業や地方の産業を活性化しようというものですから、このようなもくろみはうまく機能しないこととなります。

それでは、弁理士の大量合格時代を迎え、弁理士の人材育成をどのようにしてゆくかという点が大きな問題となります。

この弁理士の人材育成は、知的財産の推進計画が国家戦略であるように、国家の戦略として実行されるべきであると思います。資源の乏しい我国が、その将来の国家の発展を知的財産に委ねよう

としている以上、その先兵となる弁理士を国家戦略のキーマンとして育成すべきだと思います。

特に、国際的な知財戦略を考えると、優れた外国特許の取得、保護、活用の為に国際的に活躍できる多くの弁理士の育成が急務です。優れた外国特許取得能力を備えるためには、前述した国内特許取得能力に加えて英語力と外国の法令やプラクティスに精通した人材の養成が必要となります。このためには国内の養成期間に加えて更に数年かかりますから、長期ビジョンを持って直ちに着手すべきです。

また、国際的に活躍するためには、英会話等の会話力が必要となりますが、会話力の習得には外国へ留学するのが一番ですので、若い弁理士が米国や欧州に留学できるようなシステムを国が中心となって構築すべきではないかと考えます。例えば、弁理士が1～2年間海外留学できる資金を国が支給し、帰国後10年間でそれを返済すればいいような奨学金システムを構築すべきではないでしょうか。「知財は国家の戦略なり」という以上、その負担を個人或いは日本弁理士会に預けるのではなく、国家の政策として押し進めるべきではないでしょうか。

日本弁理士会はこのような国家の知財戦略に協力して、日本の将来の知財を担う人材の養成に積極的に取り組んでゆく準備はできております。

政府および関係機関が「弁理士の人材育成なしには知財推進計画は成功しない」ということを理解し、日本弁理士会と協力してそれを押し進めるときに始めて我が国の知財戦略が実を結ぶことになるものと思います。